

表 ドイツの育児手当

育児手当の種類	給付期間	支給額	適用条件 (現行)	適用条件 (改定後)
(1) 親手当	1世帯で最大14カ月。片親は12カ月までしか受給できない。(シングルペアレントの場合は14カ月)	300～1,800ユーロ/月の範囲で原則育児休業・時短勤務による逸失所得の65%。	就業時間30時間/週以下	就業時間32時間/週以下
(2) 親手当プラス	(1)の2倍。 (1)の期間を割り当てるかたちで適用する。	150～900ユーロ/月の範囲で育児休業・時短勤務による逸失所得の65%。 ただし、完全休業時(所得がゼロで、逸失所得100%)の場合に支給される計算額の半額が上限。	就業時間30時間/週以下	就業時間32時間/週以下
(3) パートナープラス	(1)、(2)に加えて4カ月。	(2)と同じ。	両親がともに25～30時間/週の就業	両親がともに24～32時間/週の就業。4カ月以下の柔軟な受給も可能に

(出所) 家族・高齢者・女性・青少年省資料を基にジェトロ作成